

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

設立総会議案書

日時 平成26年11月8日
10:30~11:30

会場 関西学院大学 西宮上ヶ原キャンパス B号館
兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

設立総会式次第

一、開会宣言

二、開会挨拶

三、来賓挨拶、祝電・メッセージ披露

四、議長および書記および議事録署名人選出

五、議案提案

第一号議案 設立趣意書および設立経過報告承認の件

第二号議案 定款承認の件

第三号議案 役員選任の件

第四号議案 平成 26 年度事業計画および予算の件

六、質疑応答 第一号議案～第四号議案

七、採決

八、議長解任

九、閉会

第一号議案 設立趣意書および設立経過報告承認の件

一、生活困窮者自立支援全国ネットワーク設立趣意書

平成 25(2013)年 12 月 6 日、国会は「生活困窮者自立支援法」を制定した。これにより生活困窮状況におかれた人々に対して国と地方自治体が責任をもって支援を行うことが明らかにされた。新法によってはじまる新しい社会づくりは、これまでの社会保障のあり方を見直すのみならず、地域社会のあり方やあるいは個人と個人の関わり方に至るまで、大きな変化と希望をこの国にもたらすものでなければならない。自己責任論が強調される中で、「無援」が当たり前であるかのような無縁社会化した今日の状況において、この法律の施行は直接事業に関わる関係者のみならず、多くの地域資源や地域の人々と協働しながら、新しい共生社会の創造へと私たちを押し出すものとなる。

これまで生活困窮者への支援は、ハローワークによる就職支援と生活保護制度による「最後のセーフティーネット（経済給付）」という二つの施策によって担われてきた。この二つの制度は大きな役割を担いつつも、今日においては「制度のはざま」に置かれる人々が登場しているのも事実である。若者を中心に不安定な雇用層が増え、貧困のスパイラルが問題となる中で、生活困窮状況に置かれた人々が抱える困窮要因も多様・多重化している。特に「経済的困窮」と「社会的孤立」という二つの困窮を抱える人々に対する支援をどのように構築するのか。新法は、これらの「今日の困窮」に対する大いなる挑戦である。

平成 25(2013)年度より新法実施に向け全国 68 の自治体でモデル事業がスタートした。平成 26(2014)年度には実施自治体が 200 以上になろうとしている。また、平成 26(2014)年度よりこの事業に携わる自立相談支援機関のスタッフに対する厚生労働省主催の研修も開始される。平成 27(2015)年度の本格実施に向けていよいよ国全体が動き始めた。

厚生労働省社会保障審議会の特別部会は、「生活困窮者自立支援法」に向けて三つの支援の方針を示している。①包括的・個別的な支援、②早期的・継続的な支援、③分権的・創造的な支援。このような支援を各地で実施する上で何よりも大切なことは人である。なぜならば人を支援するのは結局のところ人であるからだ。どのような制度もそれを担う人によって立ちも倒れもする。人の育成がこの制度の成否を決定する。

そこで、私たちは、生活困窮者自立支援法が成立したことに呼応し「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」を設立する。これは新法に関わる事業を担う人材のネットワークであるのみならず、すでに地域において生活困窮者支援に携わってきた人々、当事者、学識経験者などが、職種や所属等を超えて広く出会い、共に学び、共に支え合い、支援者としての資質の維持・向上や関係者間の連携の確保、あるいは関連政策の推進を図っていくことを目的とする組織である。

主な活動は、以下の 4 つである。

(1) 「全国研究交流大会」の開催

全国の生活困窮者に対する支援を行っている支援員(以下支援員)や学識経験者、行政関係者等幅広い関係者が集い、現場の活動を踏まえた研究発表やシンポジウム、ワーク

ショップなどによる意見交換、政策提言を行うことを目的として「全国研究交流大会」を定期的（年1回程度）に開催する。

(2) 支援員に対する「実践的研修セミナー（仮称）」の開催及び情報交換等

現場の支援員を対象に「実践的研修セミナー」の開催（全国各地で複数回開催）及び情報交換等、支援員の実践的な能力と資質向上を目指す。

(3) 行政等に対する政策提言など

生活困窮者自立支援の現場の意見を集約し、必要に応じて行政等に対し政策提言を行う。

(4) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

今、新しい生活困窮者自立支援制度が始まろうとしている。制度が充実することは必要である。しかし、最終的には制度だけが強化されるのではなく、社会そのものが強化されることが重要である。「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」は、人材育成と共に新しい社会創造を模索する場所となる。生活困窮者支援に関わる人々が出会い、苦労を分かち合い、支え合い、学び合い、その中で新しい社会の創造への胎動が始まることを期待する。

二、設立経過報告

(一) 活動庶務日誌

平成25年

12月 2日 有志で意見交換

平成26年

1月 8日 呼びかけ人協議（生活困窮者の支援のためのあるべき姿について）

1月17日 呼びかけ人協議

2月12日 呼びかけ人協議

3月24日 高知市長へのお願い

3月26日 生活困窮者自立支援全国ネットワーク（仮）設立発起人会準備会

4月12日 呼びかけ人協議

4月23日 第2回設立発起人会準備会

4月26日 第1回 生活困窮者自立支援全国ネットワーク（仮）設立発起人会

4月30日 WAM(独立行政法人社会福祉振興助成事業)申請書提出

5月 9日 生活困窮者自立支援全国ネットワーク設立発起人会事務局会議

5月16日 関西学院大学での打合せ

5月26日 生活困窮者自立支援全国ネットワーク設立発起人会事務局会議

6月 2日 生活困窮者自立支援全国ネットワーク設立発起人会事務局会議

6月25日 生活困窮者自立支援全国ネットワーク設立発起人会事務局会議

7月 8日 生活困窮者自立支援全国ネットワーク設立発起人会事務局会議

7月26日 第2回 生活困窮者自立支援全国ネットワーク設立発起人会

8月11日～13日 WAM2次募集申請書作成、提出

- 9月13日 生活困窮者自立支援全国ネットワーク設立発起人会事務局会議
- 9月16日 関西学院大学にて打ち合わせ
- 9月22日 一般社団法人登記に向け木戸司法書士との打合せ
- 9月25日 第3回 生活困窮者自立支援全国ネットワーク設立発起人会
- 10月20日 設立発起人会代表による記者会見
- 11月 8日 生活困窮者自立支援全国ネットワーク設立総会

(二) 設立に至る検討経過

(1) 生活困窮者支援に携わる人の全国ネットワークが必要な背景

これまでの日本型雇用システムや日本型社会保障制度の枠組みが変化中、生活困窮者の存在は常態化しつつある。このような事態に対しては、その場しのぎの緊急避難型の支援では、もはや対応できない。

この事態を受け国も新たな支援制度を構築しようと昨年12月「生活困窮者自立支援法」を成立させた。これは、日本における生活困窮者に対する支援の新たなシステムを構築するものであるが、その目指すところは困窮者が最低限度の生活を維持できなくなる前に早期発見、早期対応する仕組みである。

国は、昨年より各地でモデル事業を開始している。しかし、生活困窮者支援は、国の制度のみでは到底成立し得ないものである。従って国のみならず、民間の地域資源との広範な協働によって担われるべきものである。

また、官民共通して重要なのは、それを担う人の育成である。生活困窮者支援に係わる団体は、全国に散在している。それぞれの団体は「強い志」に支えられているが、一方で、独自の歴史や背景、また個々のスタイルを持っており、それぞれが持つ支援の手法や経験が相互に十分生かされていない現状もある。さらに、支援団体やそのスタッフが孤立していたり、その規模や支援の質においても格差が生じているのも事実である。

生活困窮者支援に関する全国的な枠組みを構築することにより、相互に情報や経験を交換・共有し、全国レベルの生活困窮者支援の質や手法、枠組みなどを担保する新たな人材育成の仕組みづくりが課題となっている。

(2) 支援員の横のネットワークづくりが最大の課題と考える根拠

一) 支援スタッフの孤立、支援事業の格差

現在全国250カ所で生活困窮者自立支援モデル事業が実施されている。平成27年度から全国約900の福祉事務所設置自治体において事業が開始されるが、厚生労働省の全国会議資料（平成26年4月24日）によれば、モデル事業実施自治体においてすら、支援内容が標準化されていないという課題が指摘されている。各地の相談支援事業所が個々ばらばらに困窮者支援に取り組んでおり、その支援内容も大きな格差が認められる。

今後国レベルで困窮者支援が実施される中、支援員が戸惑い悩むことも多いと予想され、解決が困難な事例や支援のあり方への迷いなどを相談する場所もないのが

現状である。支援員が経験したことを相互に分ち合い、孤立化しないためのつながりの場は現在存在していず、早急に必要である。

二) 自治体間の格差

現在行われている国のモデル事業において、各相談支援機関における毎月の相談受付件数は、自治体の規模とは関わりなく0.2件～60件となっており、相談支援の入口の段階から相当な格差がみられる。また、モデル事業を実施していない自治体においては、今後の体制整備などが大きな課題であると指摘されている。

困窮者支援の仕組みは、地域の創意工夫により進めることが重要であるが、一方で自治体による格差が発生することも懸念される。生活困窮者支援の最低限の質の確保と、ユニバーサルな制度として自治体間の格差を埋めるため、支援に携わる人が主体となった全国規模の相互交流と研修の場となるネットワークが必要である。

三) 包括的な支援体系の構築の必要性

現在の生活困窮者は、多様な困窮要因を抱えている。その困窮状況に応じた支援の仕組みには、包括的な体系が必要である。国の実施する事業として、「自立相談支援事業」「就労準備支援事業」「家計相談支援事業」などが準備されているが、必須事業と任意事業が区分されており、自治体によって実施する事業の規模や内容は様々である。

さらに国の事業に従事する相談支援員に対する研修は、厚生労働省主催の研修が実施されているが、自立相談支援員の研修のみが実施され、分野を超えた生活困窮者支援に携わる支援員総体を包括的に研修する仕組みはない。生活困窮者の困窮要因は多様で複合的であり、支援員の幅広い情報交換や交流により支援内容のスキルアップを図る必要がある。先行して取り組んでいる民間団体の経験やスキルを交換しあい、包括的・継続的・個別的な支援を全国規模で実施するために、地域の支援員の育成、あるいは、支援員が相互に励まし合い、その貴重な経験を共有するための支援員の横断的なネットワークの確保は喫緊の課題である。

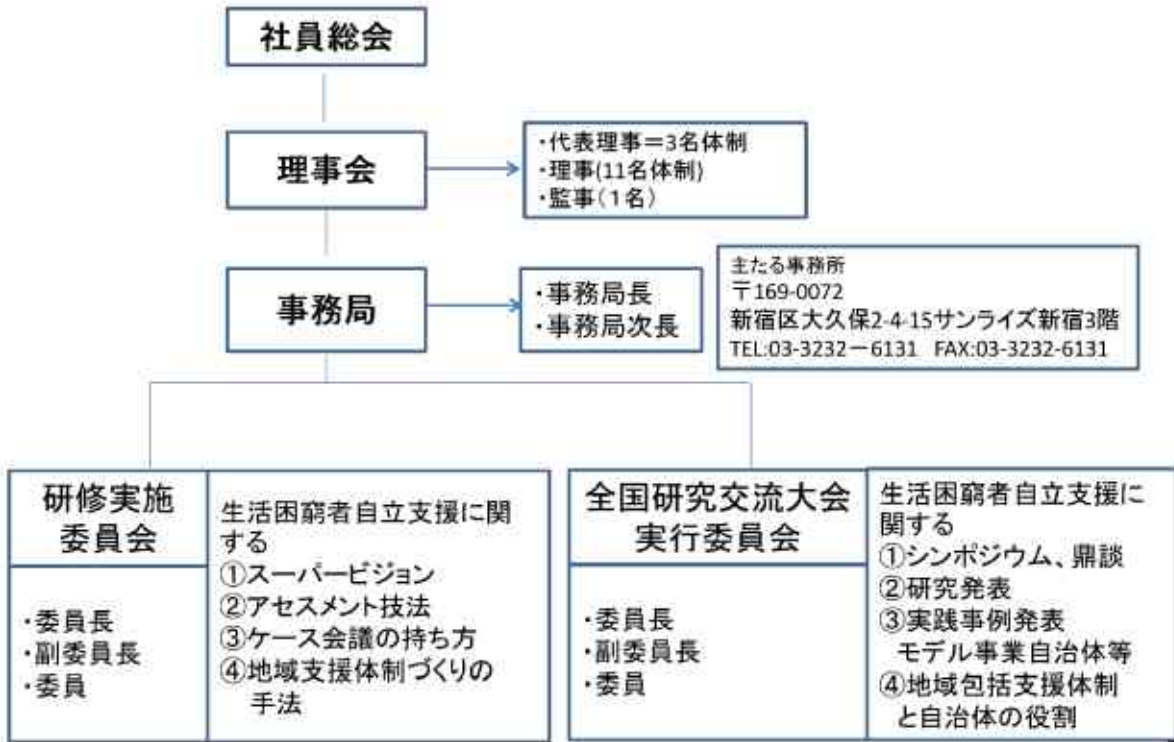
四) 独自の研究交流、研修の場の必要性

支援員の実践力を高めていくためには、国の基礎的な研修とは別に、現場に密着した民間による総合的かつ実践的な研修・研鑽の場を継続的に設けることが必要である。新制度により生活困窮者が確実により元気になっていくことを目標に、国の事業を担う相談支援員のみならず、民間の支援組織に従事するスタッフも含めて、全国規模の全国研究交流大会を開催し、同時にその参加者が継続的に研鑽を積み、相互に支え合うための民間による全国的なネットワークを構築する必要がある。

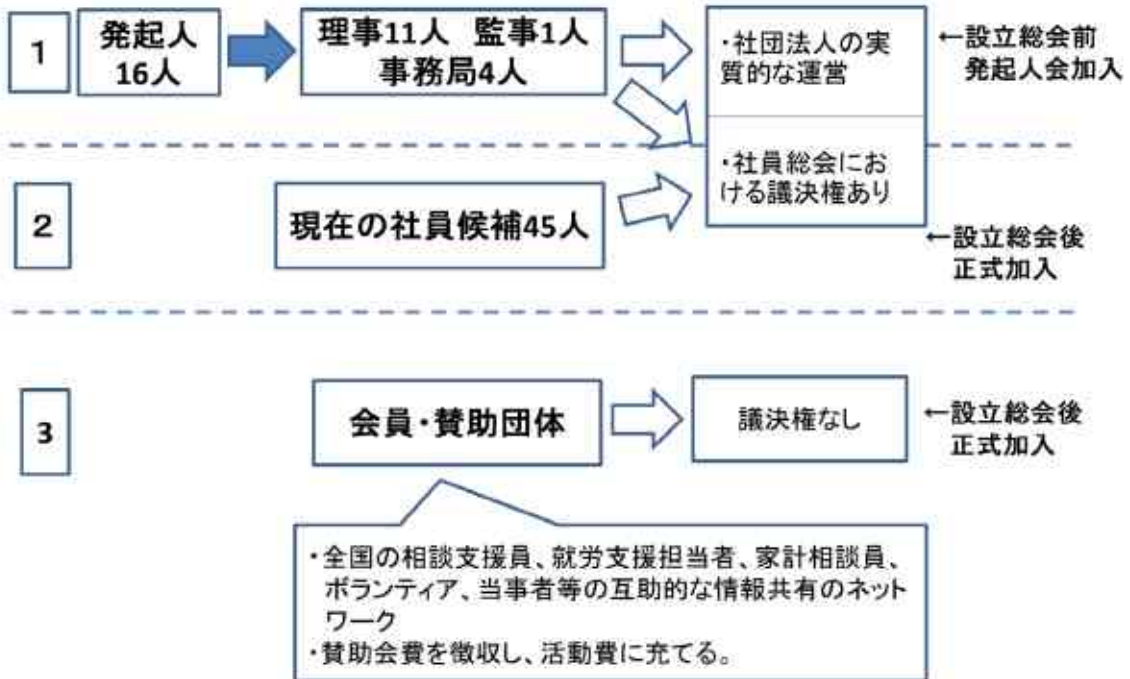
(3) 以上により生活困窮者自立支援全国ネットワークを設立する。

(三) 生活困窮者自立支援全国ネットワーク組織図

生活困窮者自立支援全国ネットワーク(平成26年度)
組織図



社員の位置づけ



(四) 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 設立発起人名簿

代表発起人	岡崎 誠也	高知市長
代表発起人	宮本 太郎	中央大学
代表発起人	奥田 知志	特定非営利活動法人（NPO法人）抱樸館 （旧 NPO法人北九州ホームレス支援機構）
発起人	池田 徹	社会福祉法人生活クラブ風の村
発起人	池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター
発起人	櫛部 武俊	一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会
発起人	駒村 康平	慶應義塾大学
発起人	渋谷 篤男	全国社会福祉協議会
発起人	生水 裕美	野洲市役所
発起人	新里 宏二	新里・鈴木法律事務所
発起人	田嶋 康利	日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会
発起人	谷口 仁史	特定非営利活動法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス
発起人	西岡 正次	豊中市役所
発起人	行岡 みち子	生活協同組合連合会グリーンコープ連合
発起人	鈴木 晶子	一般社団法人インクルージョンネットよこほま
発起人	和田 敏明	ルーテル学院大学

第二号議案 定款承認の件

一般社団法人

生活困窮者自立支援全国ネットワーク定款（案）

第1章 総 則

第2章 社員、会員及び賛助団体

第3章 社員総会

第4章 役 員

第5章 理 事 会

第6章 財産及び会計

第7章 解散及び清算

第8章 事務局

第9章 附 則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク（略称「困窮者支援全国ネット」）と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、生活困窮者の支援に携わる人々及び学識経験者等が、職種や所属等を超えて相互に交流し、その資質の維持・向上や関係者間のネットワークを図るとともに、関連政策の推進を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 全国研究交流大会等の開催に関する事業
2. 生活困窮者自立支援実践セミナー等の開催に関する事業
3. 行政等に対する政策提言、調査研究活動等に関する事業
4. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員、会員及び賛助団体

(社員、会員及び賛助団体の種別及び入社等)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 入社しないが当法人の目的に賛同する個人を会員とする。
- 3 入社しないが当法人の事業を賛助する団体を賛助団体とする。
- 4 当法人の社員若しくは会員又は賛助団体（以下「社員等」という。）となるためには、当法人所定の様式による申込みをし、社員及び賛助団体は理事会の承認を得るものとする。
- 5 会員及び賛助団体は議決権を有しない。

(経費等の負担)

第 6 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 4 賛助団体は、社員総会において別に定める賛助団体会費を納入しなければならない。
- 5 賛助団体は、経費に対し財産の不足が予見されるときは、理事会が定める特別会費の納入に協力する。

(退 社 等)

第 7 条 社員等は、いつでも退社若しくは退会することができる。退社の申出は書面で、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社若しくは退会することができる。

(除 名)

第 8 条 当法人の社員等が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員等としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 4 9 条第 2 項に定める社員総会の決議により、その社員等を除名することができる。

(社員等の資格喪失)

第 9 条 社員等は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社又は退会したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 2 年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。
6. 4 分の 3 以上の社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第 1 0 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第 3 章 社員総会

(構 成)

第 1 1 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第 1 2 条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 活動報告及び活動方針の承認
2. 決算報告及び事業予算の承認
3. 理事及び監事の選任又は解任
4. 定款の変更
5. 社員の除名
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開 催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第14条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって決定し、代表理事がこれを招集する。代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の代表理事又は理事がこれを招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より10日前までに各社員に対して発する。

3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議 決 権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(社員総会の決議の省略)

第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議 事 録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事の中から議事録署名人を選任し、議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第21条 当法人に次の役員を置く。

1. 理事 3名以上15名以内
2. 監事 2名以内

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足りないときは、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 6 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(代表理事・職務権限)

第26条 当法人は、代表理事3名以内を置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員 の 解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員 の 報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう。）は無償とする。

- 2 理事及び監事には費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関する事項は、社員総会の決議によって定める。

(取引 の 制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理 事 会

(構 成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 業務執行の決定
2. 理事の職務の執行監督
3. 代表理事の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の代表理事又は理事がこれに代わる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第35条 代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、代表理事による前条の報告については、この限りではない。

(議 事 録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事等の責任免除等)

第38条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の行為に関する理事又は監事の責任を法令の限度において免除することができる。

(理事会規則)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第40条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 入会金及び会費

2. 賛助会費
3. 賛助団体会費
4. 特別会費
5. 寄付金品
6. 財産から生ずる収入
7. 事業に伴う収入
8. その他の収入

(財産の管理)

第41条 当法人の財産は、代表理事が管理し、その方法は、社員総会の決議を経て代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第42条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算については代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 代表理事は、社員総会の決議に基づく予算が成立する日まで、必要な場合、前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 解散及び清算

(解 散)

第47条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

1. 社員総会の決議
2. 法人の合併
3. 社員が欠けたとき
4. 法人の破産手続開始決定
5. 解散を命ずる裁判

(法人の継続)

第48条 前条第1号の事由によって解散した場合においては、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設 置 等)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長、事務局次長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長、事務局次長及び職員は、代表理事が任免する。

(備え付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

1. 定款
2. 社員名簿及び社員の異動に関する書類
3. 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
4. 許可、認可及び登記に関する書類
5. 定款に定める機関の議事に関する書類
6. 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
7. 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

8. その他必要な帳簿及び書類

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第52条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年9月30日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第53条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 岡 崎 誠 也

設立時社員 宮 本 太 郎

設立時社員 奥 田 知 志

設立時社員 行 岡 みち子

設立時社員 池 田 昌 弘

設立時社員 池 田 徹

設立時社員 櫛 部 武 俊

設立時社員 渋谷 篤 男

設立時社員 生 水 裕 美

設立時社員 新 里 宏 二

設立時社員 西 岡 正 次

設立時社員 田 嶋 康 利

設立時社員 和 田 敏 明

設立時社員 駒 村 康 平

設立時社員 鈴 木 晶 子

設立時社員 谷 口 仁 史

(設立時の役員)

第54条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	岡 崎 誠 也	設立時理事	宮 本 太 郎
設立時理事	奥 田 知 志	設立時理事	池 田 徹
設立時理事	櫛 部 武 俊	設立時理事	渋 谷 篤 男
設立時理事	生 水 裕 美	設立時理事	新 里 宏 二
設立時理事	西 岡 正 次	設立時理事	田 嶋 康 利
設立時理事	和 田 敏 明	設立時監事	駒 村 康 平

(法令の準拠)

第55条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク設立のため、設立時社員岡崎誠也、宮本太郎、奥田知志、行岡みち子、池田昌弘、池田徹、櫛部武俊、渋谷篤男、生水裕美、新里宏二、西岡正次、田嶋康利、和田敏明、駒村康平、鈴木晶子、谷口仁史の定款作成代理人である司法書士 木戸孝充 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成26年10月20日

設立時社員 岡 崎 誠 也

設立時社員 宮 本 太 郎

設立時社員 奥 田 知 志

設立時社員 行 岡 みち子

設立時社員 池 田 昌 弘

設立時社員 池 田 徹

設立時社員 櫛 部 武 俊

設立時社員 渋 谷 篤 男

設立時社員 生 水 裕 美

設立時社員 新 里 宏 二

設立時社員 西 岡 正 次

設立時社員 田 嶋 康 利

設立時社員 和 田 敏 明

設立時社員 駒 村 康 平

設立時社員 鈴 木 晶 子

設立時社員 谷 口 仁 史

上記設立時社員の定款作成代理人

福岡市中央区大名二丁目10番1号 シャンボール大名A棟711

司法書士 木 戸 孝 充

第三号議案 役員選任の件

役員を選出を次の通り提案する。

【理事候補 11名】

岡崎 誠也	高知市長
宮本 太郎	中央大学
奥田 知志	特定非営利活動法人（NPO 法人） 抱樸
池田 徹	社会福祉法人生活クラブ風の村
櫛部 武俊	一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会
渋谷 篤男	全国社会福祉協議会
生水 裕美	野洲市役所
新里 宏二	新里・鈴木法律事務所
西岡 正次	豊中市役所
田嶋 康利	日本労働者協同組合（ワーカーズコープ） 連合会
和田 敏明	ルーテル学院大学

【監事候補 1名】

駒村 康平	慶応大学経済学部
-------	----------

第四号議案 平成26年度事業計画および予算の件

一、生活困窮者自立支援全国ネットワークの事業目的

(一)「全国研究交流大会」の開催

全国の生活困窮者に対する支援を行っている支援員(以下支援員)や学識経験者、行政関係者等幅広い関係者が集い、現場の活動を踏まえた研究発表やシンポジウム、ワークショップなどによる意見交換、政策提言を行うことを目的として「全国研究交流大会」を定期的(年1回程度)に開催する。

(二)支援員に対する「実践的研修セミナー(仮称)」の開催及び情報交換等

現場の支援員を対象に「実践的研修セミナー」の開催(全国各地で複数回開催)及び情報交換等、支援員の実践的な能力と資質向上を目指す。

(三)行政等に対する政策提言など

生活困窮者自立支援の現場の意見を集約し、必要に応じて行政等に対し政策提言を行う。

(四)その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

二、平成26年度の事業計画

(一)生活困窮者支援に携わる現場支援員の全国規模のフォーラム「第2回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」の開催準備

(1)活動目的

各地の相談支援に携わる人が一堂に会し、生活困窮者自立支援法の背景、課題、目的を理解し、相互に交流を深め連携しながら地域での生活困窮者自立支援の活動に生かすために開催する。

(2)開催日時 平成27年11月の2日間

(3)開催地 福岡県

(4)対象者と参加目標

全国の支援に携わる人、行政職員、関係団体・一般市民など。目標1500人

(二)支援員に対する「実践的研修セミナー(仮称)」の開催及び情報交換等

(1)現場の支援員を対象に「実践的研修セミナー」の開催を準備し、情報交換等、支援員の実践的な能力と資質向上を目指す。

(2)全国研究交流大会参加者に対して継続的なフォローを実施するための全国規模のネットワークの構築を準備する。

(3)研修先の紹介と研修コーディネートなど、ネットワーク登録者が他の事業所や現場での研修を希望する際に研修先の紹介やコーディネートを行う

(4)「実践的研修セミナー」部門の形成

- ・全国をいくつかの地区に分け、一地区年一回のセミナー開催を準備する。
- ・事例検討や先駆的事例の紹介等を行い支援員の実践的な能力と資質向上を目指す

- ・実施のための研修委員会の開催

(三) 支援員等への情報発信

全国研究交流大会開催によって得られた知見を全国研究交流大会に参加できなかった全国の支援に携わる人を含む広範な方々に提供するための情報発信事業を行う。具体的にはホームページの開設や報告書の発行等を行う。

- ・情報提供⇒メール便（随時）・・・国の動き等のお知らせ

⇒メールマガジンの発行、定期ニュース・・・年間5回程度発行

- ・内容は、新法に関わる情報や各事業所の動き、ネットワーク登録者紹介、各地のスタッフ募集情報など多彩に取り組む。

(四) 政策研究部門および政策提言部門の形成

(1) 全国研究交流大会において、生活困窮者自立支援の現場の意見を集約し、必要に応じて行政等に対し政策提言を行う

(2) 政策提言のための委員会を設置

(五) 生活困窮者自立支援全国ネットワークの組織の立体化を図り、全国の相談支援機関と連携し、都道府県協会設立に取り組む。それにより相談支援スキルの全国的な平準化・レベルアップに取り組む。

三、事業と財政基盤の強化方針

(一) 今後の事業強化方針

(1) 助成事業を通じて全国の民間団体や自立相談支援事業所、就労準備支援事業所、家計相談支援事業所、学習支援事業所等との連携を強化し、地域ごとに支援員の研修等を開催し、全国研究交流大会参加者やネットワーク登録者を拡大する

(2) 支援員や市民との情報交換をネットワークし民間主導の支援員強化に取り組む。

(3) 関係省庁（厚生労働省、消費者庁、金融庁等）との連携を強化し、必要に応じて行政等に対する研修支援や政策提言を行う。

(二) 財源などの基盤強化方針

(1) ネットワーク登録者の拡大による会費収入の増に取り組む。

(2) 一般企業の制度への理解を促すための働きかけを行い、賛助団体を募り、会費及び特別会費、寄付金への協力を呼びかけ、収入増に取り組む。

(3) 公的、私的な助成金や補助金等の利用による財政的な強化を図る。

四、平成26年度予算（案）

- (一) 設立総会での予算書は一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークの設立登記予定の平成26年12月1日から平成27年9月30日までを計上している。
- (二) 平成26年12月1日の一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークの設立登記の日までは設立発起人会の責任で運営するため、平成26年度の全国研究交流大会(関西)の参加費収入と大会運営費用はこの予算書には反映されていない。
- (三) 登記手続の進行により、事業開始の月が前後する可能性もあることを、あわせて承認頂きたい。

平成26年12月1日～平成27年9月30日

	項目	予算額(円)	摘要
収入の部	会費収入	12,500,000	社員入会金 10,000 円×100 人 =1,000,000 円 社員会費 10,000 円×100 人 =1,000,000 円 会員会費 3,000 円×1,500 人 =4,500,000 円 賛同団体寄付 30,000 円×200 口 =6,000,000 円
	助成申請	7,000,000	第2回生活困窮者自立支援全国研究交流大会運営費補助他
	収入合計	19,500,000	

	項目	予算額(円)	摘要
支出の部	< 社団運営費 >		
	人件費	6,000,000	事務員他の給与 20 万×3 名×10
	賃借料	1,000,000	事務所の賃借料(新宿)
	小備品	200,000	事務用品、小備品の購入
	通信費	600,000	電話、郵便等の通信費
	消耗品費	360,000	コピー用紙、封筒、文具他
	会議費	660,000	理事会、委員会の会議室借料
	通信運搬費	50,000	総会のご案内他
	手数料	30,000	振込手数料他

広報費	3,000,000	第2回研究交流大会の案内チラシ、全国ネットワークの紹介用リーフレット、案内チラシ、ホームページ等作成
旅費・交通費	1,800,000	委員会等の委員旅費
委託費	1,000,000	運営補助費
小計	14,700,000	
<全国大会経費>		
第1回関西大会報告書作成費	2,000,000	平成26年度報告書印刷費用、郵送費他
第2回福岡大会準備活動経費	1,300,000	実行委員会メンバー旅費、会議室賃借料他
第2回福岡大会実行委員会事務局会議経費	1,500,000	研究大会他講師謝金、旅費、資料作成費他
小計	4,800,000	
支出合計	19,500,000	
当期収支差額	0	
次期繰越	0	

※ 平成27年11月に開催する第2回生活困窮者自立支援全国研究交流大会(福岡)は来年度の事業となるので、この大会の開催そのものにかかわる「参加費収入・1050万円」や「大会当日の運営費(講師料や講師旅費等の経費)・850万円」は、この予算書には計上していない。